

岐阜市PTA連合会 部会運営に関する内規

令和5年5月22日 評議員会承認

(設置の目的)

第1条 岐阜市PTA連合会(以下「本会」という。)規約(昭和23年5月1日設定。以下「規約」という。)第4条に定めた事業の内容を具体化するための研究,児童及び生徒をめぐる教育環境等について調査等を行うため,評議員会に規約第10条第4項に規定する部会を設置する。

(構成)

第2条 部会は,総務,事業,教育の3部会で構成する。
2 総務,事業,教育部会は,各ブロック選出委員と本会の副会長選出委員の11名とする。
3 各部会のブロック選出委員の数は別表のとおりとする。
4 各部長は,本会の副会長から選出し,その他は必要に応じて役職を設ける。
5 各ブロックでは,予め所属する部会を提出する。

(部会の活動内容)

第3条 各部会における活動内容は,次のとおりとする。

- (1) 総務部会では,
 - ①財務・組織についての研究・検討
 - ②他団体との連携強化
 - ③行政への要望のとりまとめ
- (2) 事業部会では,
 - ①岐阜市PTA大会の企画,運営
 - ②岐阜市PTA実践発表会の企画,運営
 - ③岐阜県PTA,東海北陸PTA等の大会支援
- (3) 教育部会では,
 - ①学校間交流等によるPTA活動の向上
 - ②子どもの教育に関する研究や研修
 - ③教育環境の創造

(部会の運営等)

第4条 部会運営については,上記部会の目的を基とし,本会の規約に抵触しない限り,部会長の責任において独自の活動を行う。部会内事務についても,必ず部会内で処理する。
2 部会活動の内容報告は,評議員会で行う。
3 PTA大会,PTA実践発表会等,本会事業の全体計画及び実施に関しては,役員・理事会が掌握するが,その内容の一部については,部会で計画・実践することができる。
4 部会における研究成果の本会事業への組み入れ,または組織及び財務等に関する改善の提案は,役員・理事会の承認並びに評議員会の議決を経て実施することができる。
5 部会は,部会長が招集する。

附 則

この内規は,平成5年2月22日から実施する。

- 2 この内規は,平成8年4月1日から実施する。
- 3 この内規は,平成9年4月1日から実施する。
- 4 この内規は,平成10年4月1日から実施する。
- 5 この内規は,平成22年2月15日から実施する。
- 6 この内規は,平成23年2月15日から実施する。
- 7 この内規は,平成30年2月19日から実施する。
- 8 この内規は,令和4年5月9日から実施する。
- 9 この内規は,令和6年4月1日から実施する。

別 表 (人)

ブロック	総務部会	事業部会	教育部会
1	2	2	2
2	2	2	2
3	2	2	2
4	2	2	2
5	2	2	2

岐阜市PTA連合会 特別委員会運営に関する内規

平成29年2月13日 評議員会承認

(設置の目的)

第1条 岐阜市PTA連合会(以下「本会」という。)規約(昭和23年5月1日設定。以下「規約」という。)第4条に定めた事業の内容を具体化するための研究,児童及び生徒をめぐる教育環境等について調査等を行うため,評議員会に規約第13条に規定する特別委員会を設置する。

(構成)

第2条 特別委員会は,PTA会員を原則とするが,必要に応じて役員会で承認を得た上で会長が委嘱した者(以下,「PTA準会員」と称す)で構成する。

2 特別委員会は,ブロック選出委員や会長委嘱PTA準会員の10名程度とする。

3 特別委員長は,会長の指名とし,その他は必要に応じて役職を設ける。

4 各ブロックでは,予め特別委員を提出する。

(特別委員会の活動内容)

第3条 特別委員会における活動内容は,子どもの成長に貢献すると会長が認め,評議員会で承認を得た活動とする。

(特別委員会の運営等)

第4条 特別委員会運営については,上記部会の目的を基とし,本会の規約に抵触しない限り,委員長の責任において独自の活動を行う。委員会内事務についても,必ず委員会内で処理する。

2 委員会活動の内容報告は,評議員会で行う。

3 本会事業の全体計画及び実施に関しては,役員・理事会が掌握するが,その内容の一部については,委員会で計画・実践することができる。

4 委員会における研究成果の本会事業への組み入れ,または組織及び財務等に関する改善の提案は,役員・理事会の承認並びに評議員会の議決を経て実施することができる。

5 委員会は,委員長が招集する。

6 委員の任期は1年とし,必要に応じて延期することができる。

附 則

この内規は,平成29年 2月13日から実施する。

岐阜市PTA連合会 役員等選出内規

平成5年5月22日 評議員会承認

(趣 旨)

第1条 この内規は,新年度の岐阜市PTA連合会の会長1名,副会長8名,書記2名,会計2名(以下「役員」という。)及び監事2名の選出について,必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

第2条 各年度末において,全ての単位PTA新年度会長(以下「新単P会長」という。)が決定され

事務局に報告された後において、現理事5名及び岐阜市PTA連合会退任役員により選考委員会を設置する。

- 2 前項に定めるブロック選考委員は、現理事がその任にあたる。
ただし、理事が新年度の役員候補の場合は、ブロック代表者がその任にあたる。

(役員等の選出)

第3条 役員及び監事候補者は、ブロック毎に3名選出し、2月下旬までには、選考委員会に報告する。

- 2 候補者の資格は、新単P会長または会員たる退任単PTA会長とする。
- 3 第1回選考委員会は、連合会長が招集し、選考委員の互選により選考委員長を選出する。
- 4 選考委員会においては、特別評議員会前日までに、新年度の役員及び監事並びに岐阜県PTA連合会への派遣者を選出する。

(役員等の決定)

第4条 前条第4項の規定により選出された役員候補者は、当該年度3月31日までに開催される特別評議員会において役員等として決定されるものとする。

附 則

この内規は、平成 6年 5月13日から実施する。

- 2 この内規は、平成 7年11月16日から実施する。
- 3 この内規は、平成 9年11月27日から実施する。
- 4 この内規は、平成13年 2月21日から実施する。
- 5 この内規は、平成22年 2月15日から実施する。
- 6 この内規は、平成25年 2月15日から実施する。
- 7 この内規は、平成29年 3月23日から実施する。
- 8 この内規は、令和 5年 5月 9日から実施する。
- 9 この内規は、令和 6年 4月 1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規

平成31年2月12日 評議員会承認

岐阜市PTA連合会役員並びにそれに該当する者が、岐阜市PTA連合会、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の要請により出席する場合、会長は、役員及び理事会の承認を得て、交通費及び宿泊費等の全部または一部を助成することができる。

ただし、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の補助がある場合は、これを差し引いた額とする。

附 則

この内規は、平成 7年 4月 1日から実施する。

- 2 この内規は、平成31年 4月 1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規(補足)

令和2年2月12日 評議員会承認

○全国PTA関係、東海北陸PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、岐阜市PTA連合会が負担する。
- ・旅費、宿泊費等は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問、及び監事については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

○岐阜県PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、単位PTAが負担する。
- ・交通費は、単位PTAが負担する。
- ・宿泊等を伴う場合の宿泊費は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問、及び監事については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

○その他

- ・その他、必要に応じて会長は役員理事と相談の上処理する。

岐阜市PTA連合会 基金規程

平成22年2月15日 一部改定

(設置)

第1条 岐阜市PTA連合会において主催、あるいは共催する記念事業等を実施するため、岐阜市PTA連合会基金（以下「連合会基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 連合会基金の目標額は、¥5,000,000とする。

(管理)

第3条 連合会基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 連合会基金の運用から生ずる収益は、連合会基金会計に繰り入れて編入する。

第5条 連合会基金は、設置の目的に充てる場合に限り、岐阜市PTA連合会長は、評議員会の承認を経て、その全部又は一部を処分することができる。

(監査)

第6条 連合会基金会計は、連合会本会計の決算の際に、連合会監事がともに監査する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、岐阜市PTA連合会長が、役員及び理事会の承認を経て別に定める。